

国内に居住している20歳から60歳未満までの全ての方が、公的年金に加入します

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ、加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	自営業者・無職等	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦(会社員等の)	配偶者(第2号)の勤務先が届出	なし(配偶者の制度が負担)

【例えば】太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳到達まで加入する年金は？

太郎さん：〔20歳に到達〕 学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔22歳で就職〕 会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔45歳で転職のため退職〕 次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入
 〔58歳で退職〕 退職後も60歳到達までは国民年金（第1号被保険者）に加入
 花子さん：〔20歳に到達〕 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入
 〔29歳で結婚・退職〕 夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入
 〔45歳で夫が退職〕 国民年金の第1号被保険者に変更
 〔夫が再就職〕 国民年金の第3号被保険者に変更
 〔夫が58歳で退職〕 60歳到達までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)		45歳(転職)		58歳(退職)	60歳
太郎さん (夫)	学生 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)		無職 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)	
花子さん (妻)	会社員 第2号 (厚生年金)		専業主婦 第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	

◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間）を合計して25年で老齢基礎年金の受給資格ができます。また、保険料納付済期間が40年（20歳～60歳）で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◎ 国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務付けられていますが、希望すれば65歳到達までの間、任意加入ができます。

60歳到達までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は任意加入することにより、受給資格を得ることができる場合があります。また、40年（480月）の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受けとれない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に最寄りの年金事務所または揖斐川町役場住民課にお問い合わせください。

保険料を納めるのが困難な方には、免除制度があります。

所得が一定以下の人や天災、失業等の理由により、保険料を納付することが著しく困難な人は、免除の申請をして承認されますと、年金の保険料納付が免除され年金を受ける権利が保障されます。免除の承認期間については、7月から翌年の6月までとなります。ただし、申請が遅れた場合でも、直前の7月まで遡って承認を受けることができます。

【お問い合わせ先】 大垣年金事務所 TEL 0584-78-5166
 揖斐川町役場住民課 TEL 22-2111(内線211)